

私学助成幼稚園・認定こども園に通う新2号(新3号)認定を希望・または申請済の方へ

預かり保育の利用について

1. 支給認定・変更について

申請書類を基に、保育を必要とする世帯は『新2号』(満3歳児の非課税世帯は『新3号』)の認定となります。

① 認定変更について

1) 私学助成幼稚園在園児で、

・新1号→新2号(新3号) に変更を希望する場合は、幼稚園または保育課にあります、内容変更届に保育を必要とする理由書を添付の上在園中の園にご提出ください。

・新2号・新3号認定→新1号認定 に変更を希望する場合は、幼稚園または保育課にあります内容変更届のみを在園中の園にご提出ください。

認定こども園在園の1号認定児童で、新2号(新3号)の追加認定を希望する場合は、保育課にあります子育てのための施設等利用給付認定申請書に保育を必要とする理由書を添付の上、在園中の園にご提出ください。既に新2号(新3号)認定を受けている状態で、変更事項等がございましたら内容変更届をご提出ください。

2) 認定変更を希望される場合は、前月 20 日(土日祝日の場合は前日)までに1)書類を保育課必着となるように在園中の幼稚園・認定こども園へご提出ください。御提出が遅れた場合は、翌々月からの認定変更となります。

※小山市外の私学助成幼稚園・認定こども園に在園の方は、小山市保育課に直接御提出頂く可能性がございますので、園に御確認下さい。

②住所・世帯等の変更について

・住所・世帯等、認定に関わらない変更がある場合も、内容変更届をご提出ください。

新2号認定の保護者の方で、仕事が休みなど、保育の必要がない日は、
お子様をできるだけ早くお迎えに行かれますようお願いいたします。

2. 預かり保育について

①私学助成幼稚園新1号認定・認定こども園1号認定のみの預かり保育料について

小山市内の認定こども園1号認定のみ・私学助成幼稚園新1号認定の方で、預かり保育を利用される方は、小山市預かり保育助成事業の対象となり、1日あたり200円の助成があります。

小山市外の私学助成幼稚園・認定こども園に在園の方は、従来の料金での御利用となります。

②新2号認定の預かり保育料について

●新2号認定の方で、預かり保育を利用される方は、国の預かり保育無償化事業の対象となります。

●助成額は1日あたり450円、1ヶ月あたり11,300円(新3号は16,300円)が上限となります。

●小山市内の園と小山市外の園で手続き異なります。詳細は次の表を御確認下さい。

③預かり保育について

| 認定種別 | 助成限度額 | 助成方法 | 支払い手続き |
|------------------------|------------------------|-----------------|---|
| 新1号(幼稚園) 1号のみ(こども園) | 1日あたり 200円 | 原則 現物給付 | 特になし |
| 新2号・新3号 | 1日あたり 450円 (新2号) | (市内) 原則 現物給付 | 特になし |
| | 1ヶ月あたり11,300円 (新3号) | (市外) 償還払い | 市様式の請求書に領収書・提供証明書を添付の上、園又は保育課へ提出 →3か月分まとめて保護者の口座へ 小山市から振込 |
| | 1ヶ月あたり16,300円 | | |

※市外園在籍の認定者については、3か月毎に、償還払いについての御案内を、
在籍園を通して通知いたします。

※3歳～5歳児の支給額算定例

月内の支給額算定例①【時間設定】

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定
100円/時間

【前提②】ある園児の利用日数
20日(1日3時間)

《各月支給限度額》…A
450円×20日=9,000円

《各月利用実額》…B
100円/時間×3時間×20日=6,000円

《支給額の算出》
A 9,000円 > B 6,000円であることから、
6,000円を支給

月内の支給額算定例②【日額設定】

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定
400円/日

【前提②】ある園児の利用日数
20日

《各月支給限度額》…A
450円×20日=9,000円

《各月利用実額》…B
400円×20日=8,000円

《支給額の算出》
A 9,000円 > B 8,000円であることから、
8,000円を支給

月内の支給額算定例③【月額設定】

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定
10,000円/月

【前提②】ある園児の利用日数
18日

《各月支給限度額》…A
450円×18日=8,100円

《各月利用実額》…B
10,000円

《支給額の算出》
A 8,100円 < B 10,000円であることから、
8,100円を支給